

# 精密医療事業アドバイザー委員会規程

## 1. 目的

本規程は、株式会社東芝（以下、「東芝」という。）の精密医療事業において、技術企画部が設置するアドバイザー委員会（以下、「本委員会」という。）の運営等に関する事項を定めることを目的とする。

## 2. 本委員会の役割

(1) 本委員会は、本指針等に基づき、東芝から独立した立場で、公正かつ中立的な視点から、東芝が行う精密医療事業（以下、「本事業」という。）について、科学的、医学的、倫理的、法的、社会的、経済学的、技術的観点に基づき以下を行う。

- ① 本事業に関して、助言及び意見を述べること
- ② 本事業において行うべき研究開発に関して、助言及び意見を述べること
- ③ 本事業において実施を予定している個々の事業に関して、事業計画の変更、その他適正な事業運営のために必要と認められる助言、当該個々の事業に関連する法令、ガイドライン等に定める事項について助言を行うこと
- ④ 実施中の本事業に関して、事業計画の変更、中止、その他適正な事業運営のために必要と認められる助言、その他本事業に関連する法令、ガイドライン等に定める事項について助言を行うこと

(2) 東芝は、本委員会における助言を、最大限尊重する。

## 3. 委員及び委員長

(1) 本委員会の委員（以下、「委員」という。）は、3名以上7名以下とする

(2) 本委員会は、次の各号に掲げる者を含む複数の外部委員（株式会社東芝の執行役、及び使用人以外の者をいう。以下同じ。）を含め、かつ男女両性により構成されるものとする。

- ① 倫理・法律・経済を含む人文・社会科学の有識者
- ② 自然科学面の有識者
- ③ 一般の立場の者（以下、「一般委員」という。）

(3) 委員は、技術企画部 部長が委嘱する。

(4) 本委員会の委員長（以下、「委員長」という。）は、委員の互選により定める。

(5) 委員の任期は2年間とし、重任又は再任を妨げない。

(6) 本委員会の事務局（以下、「事務局」という。）は、技術企画部ライフサイエンス推進室から選出された事務局長により運営される。

(7) 事務局は、外部委員に対して、委員会出席の都度、別途定める謝礼を支払う。

#### 4. 開催並びに招集権者及び招集の方法

- (1) 本委員会は、原則として半期に1回開催するものとし、その他、必要の都度開催することができる。
- (2) 本委員会は、委員長が招集するものとする。但し、委員長に事故又は差支えがあるときは、事務局長が本委員会を招集することができる。
- (3) 本委員会は、開催期日の1週間前までに、開催日時、開催場所及び議題内容を記載した書面（電子メールを含む。）を委員に対して発することにより招集する。
- (4) 本委員会の招集、開催、その他の庶務は、委員長等の指示により事務局が行う。
- (5) 委員長は、必要に応じ、委員以外の専門的知見を有する者の本委員会への出席を認め、意見又は説明を求めることができる。

#### 5. 定足数、実施方法

- (1) 本委員会の開催には、第3条第2項第①号及び第②号に該当する外部委員各1名と、その他に第3条第2項第③号に該当する委員1名を含む3名以上の委員の出席を要するものとする。
- (2) 本委員会は、集合（対面）形式及びWeb会議システムにより実施できるものとする。
- (3) 委員長の指示及び本委員会からの求めに応じ、本事業の責任者及び担当者は、本委員会に出席し、事業内容、事業計画等の説明を行う。

#### 6. 議事録等

- (1) 本委員会の議事の経過及びその結果については、議事録及び議事録要旨を作成し、事務局において10年間保存する。
- (2) 本委員会の議事録及び議事録要旨は公開しない。但し、本委員会の委員の氏名については公開することができる。

#### 7. 秘密保持

委員は、その職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならないものとし、その職を辞した後も同様とする。

#### 8. 改定

本規程は、本委員会で承認を受けた後、技術企画部ライフサイエンス推進室規程「C-001-03 規程管理規程」に基づき改定されるものとする。但し、技術企画部ライフサイエンス推進室規程「C-001-03 規程管理規程」に基づく改定後、軽微な修正及び付則の変更がなされる場合には、本委員会で再度の承認を経る必要はない。

9. その他

本規程の施行に必要となる細目については、技術企画部 部長が別途定めるものとし、事務局が委員に対して書面による通知を発することにより効力を生じる。

10. 関連規程

技術企画部ライフサイエンス推進室規程「C-001-03 規程管理規程」

11. 附 則

(1) 本規程は、2020年12月16日から施行する。

以上